

地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度

令和3年9月

北海道運輸局交通政策部交通企画課



国土交通省北海道運輸局

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。
国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上下分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体
又は事業者が、
事業ごとに実
施計画を作成

国土交通大臣
が認定、事業
許可のみなし
特例等の特例
措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。
新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。（地域公共交通計画への記載は不要。）
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成
19年
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ **「地域公共交通総合連携計画」の策定**を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、**「地域公共交通網形成計画」**を法定計画として規定。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を**「地域公共交通計画」**と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ **「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設**し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
 - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

令和3年度補助金交付要綱の改正

概 要

令和2年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法に規定する**地域公共交通計画の法定計画と補助制度を連動化させる**とともに、地域旅客運送サービス継続事業や乗用タクシーの運賃低廉化措置に関する支援を盛り込む等の改正を行う。

主な改正内容

- 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統（運行費、車両補助）
 - ・ 補助対象事業者を活性化法法定協議会とする。
※ **地域間幹線系統は、活性化法法定協議会の議論を経て策定された地域公共交通計画に運送予定者として記載される乗合バス事業者も対象とする。**【第4条、第15条、第19条、第25条の2】
 - ・ 生活交通確保維持改善計画の策定・認定を要件としているところ、活性化法に規定する地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載・認定を要件とする。【第7条、第17条、第21条、第25条の4等】
- 地域旅客運送サービス継続事業に係る規定の新設 【第6条、第16条】
- 乗用タクシーの運賃低廉化措置に関する支援

経過措置

- ・ 令和6年度予算に係る事業までの間は、なお従前の例によることができる旨規定。
※ **令和5年10月1日～令和6年9月30日の補助対象期間分まで**

特例措置

- ・ 地域間幹線系統に係る令和4年度事業の補助対象経費の算定にあたっては、「経常収益」に運送収入のほか、第3次補正予算で追加的に交付した補助金額を加えるものとする旨の規定。
- ・ 地域内フィーダー系統に係る令和3年度事業においては、輸送量2人以上要件等を適用除外とする旨の規定。

地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度 ①

・これまでの補助制度は、**法定計画（地域公共交通計画）の作成を補助要件としておらず**、別途、要綱に基づく補助計画を作成することとしている。乗合バス等への補助を法定計画と連動化することで、**公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助**を実施。

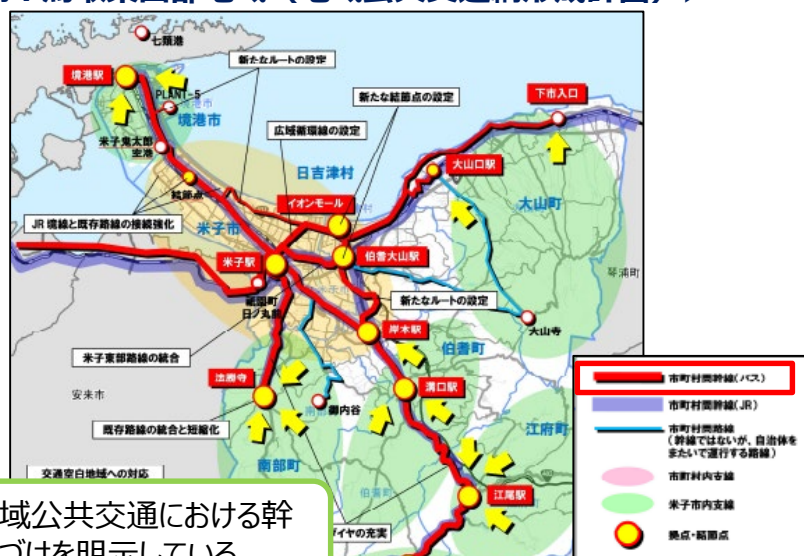
・**幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。**フィーダー補助**は、主に**市町村単位で作成される地域公共交通計画**に位置付けることを想定。また、これらの計画を作成する際には、**都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされることが必要**。

幹線

作成主体：都道府県又は市町村

- ・幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
 - 幹線沿線の単独市町村が個々に計画作成
（※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり）
 - 幹線沿線の複数市町村が共同して計画作成
 - 都道府県による広域（全域又はブロックごと）での計画作成
- ・地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
（下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。）

<例：鳥取県西部地域（地域公共交通網形成計画）>

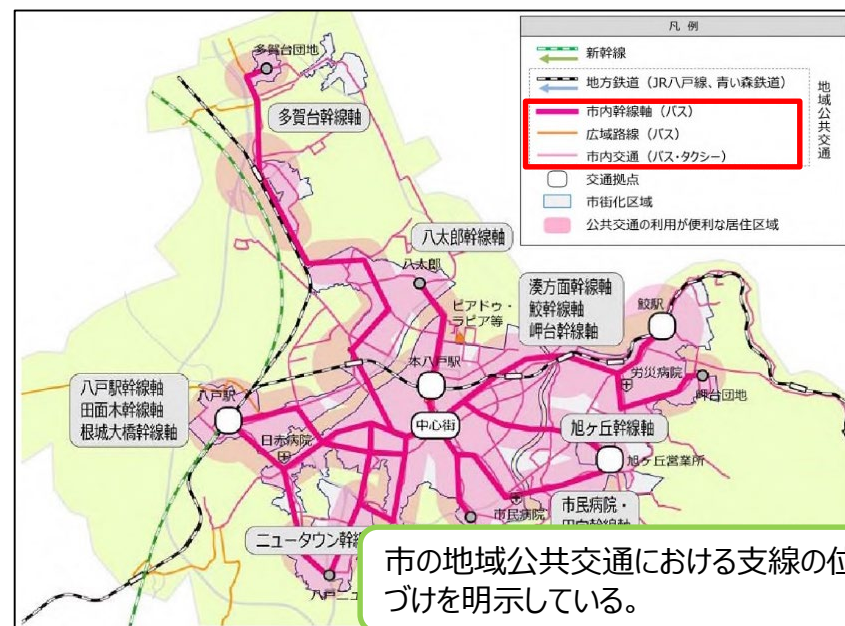


支線

作成主体：市町村

- ・フィーダーを位置づける場合、市町村が計画作成することを想定。
- ・地域の公共交通におけるフィーダーの位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
（フィーダーの位置づけについては、下記の例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。）

<例：八戸市（地域公共交通網形成計画）>



地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度 ②

- 特に幹線補助については、関係自治体が多くなるため、地域の実情に応じて、様々な策定主体のパターンが想定される。
- 例えば、① 2～3 程度の市町村を跨いでいる幹線系統については単独市町村が個々に計画策定、② 4 以上の市町村を跨いでいる幹線系統については複数市町村が共同して計画策定（中核的な市が主導）、③ 複数の幹線系統が全域に存在する都道府県については都道府県が全域又はブロックごとに計画策定をするなど、その地域の特色に応じて策定主体を考える必要がある。

幹線補助に係る計画策定主体の考え方の例

① 2～3 程度の市町村を跨いでいる幹線系統

例) 茨城県常陸太田市・日立市（馬場八幡前～大甕駅前線）
⇒単独市町村が個々に計画策定



② 4 以上の市町村を跨いでいる幹線

例) 大分県大分市、別府市、日出町、杵築市、国東市（国大線）
⇒複数市町村が共同して計画策定（中核的な市が主導）



③ 複数の幹線系統が県内全域に存在する都道府県

例) 茨城県、栃木県、佐賀県など
⇒ 都道府県による全域又はブロックごとでの計画策定

地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度 ③

- 幹線補助又はフィーダー補助を地域公共交通計画に位置付ける場合、
 - ・地域公共交通計画本体には、**補助系統の地域の公共交通における位置付け**や**地域公共交通確保維持事業の必要性**など、**マスタープランの内容とすべき事項を記載**するとともに、
 - ・これまで補助計画に位置付けられてきた**補助系統等に関する事項の詳細**については、原則として、**地域公共交通計画の「別紙」として位置づける**こととする。
- 別紙について、**地域公共交通計画の一部**として、**法定協議会における協議の手続等を経る**ものとする。

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・地域公共交通確保維持事業に係る**目的・必要性**
- ・地域公共交通確保維持事業の**定量的な目標・効果**
- ・目標を達成するために行う**事業及び実施主体**
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・補助を受けようとする手続に係る利用状況等の**継続的な測定手法**
- ・地域公共交通確保維持事業の**生産性を向上させる取組**
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

地域公共交通計画と連動した補助制度

①地域公共交通計画に位置付ける事項

- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の**地域の公共交通における位置づけ・役割**
- ・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持**事業の必要性**
- ・補助系統に係る**事業及び実施主体の概要**
- ・地域公共交通計画**全体の定量的な目標・効果とその評価手法**

②地域公共交通計画の別紙として提出する事項（毎年度提出）

- ・地域公共交通確保維持**事業の内容及び実施主体に関する詳細**
- ・**補助系統の概要及び運送予定者**
- ・補助系統に関する**定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法**
- ・地域公共交通確保維持事業に要する**費用の総額、負担者、負担額**
- ・地域公共交通確保維持事業の**生産性を向上させる取組**（幹線系統のみ）
- ・**車両の取得や貨客混載の導入**等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度 ④

補助事業の認定申請については、地域公共交通計画において、**補助システムの地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**について設定する必要がある。このため、これまでの補助計画のように補助事業のみについて記載するのではなく、これらの事項について、**地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載**する必要がある。

地域公共交通計画（全体）

①基本的な方針：

地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載

②区域：

住民の通勤、通学、買い物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本として設定

③目標：

定量的な目標（利用者数、収支、行政負担額等）を設定し、データに基づくPDCAを強化

④目標を達成するために行う事業及びその実施主体：

地域における公共交通サービスの全体像を明記し、それぞれの交通モードや路線等ごとの事業・実施主体を具体的に記載

⑤達成状況の評価：

事業実施後、設定した具体的な目標を基に、各種事業の実施状況を適切に管理（PDCA）できるよう、評価手法を設定

各計画事項における補助関連の記載内容

補助システムについて、公共交通の将来像や取組の方向性の中で位置付けるべき事項があれば記載（幹線・支線の将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載することを想定）

補助システムを含めるよう区域を設定。その際、幹線とフィーダーの位置づけや役割を明示

地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定（個別の補助システムに関する目標は別紙に記載）

補助システムを明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載。

地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等について記載（個別の補助システムの目標に関する評価手法等は別紙に記載）

別紙における記載事項（補助申請時に毎年度提出）

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統）
- ・その他、詳細な事項

- ・補助システムの概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

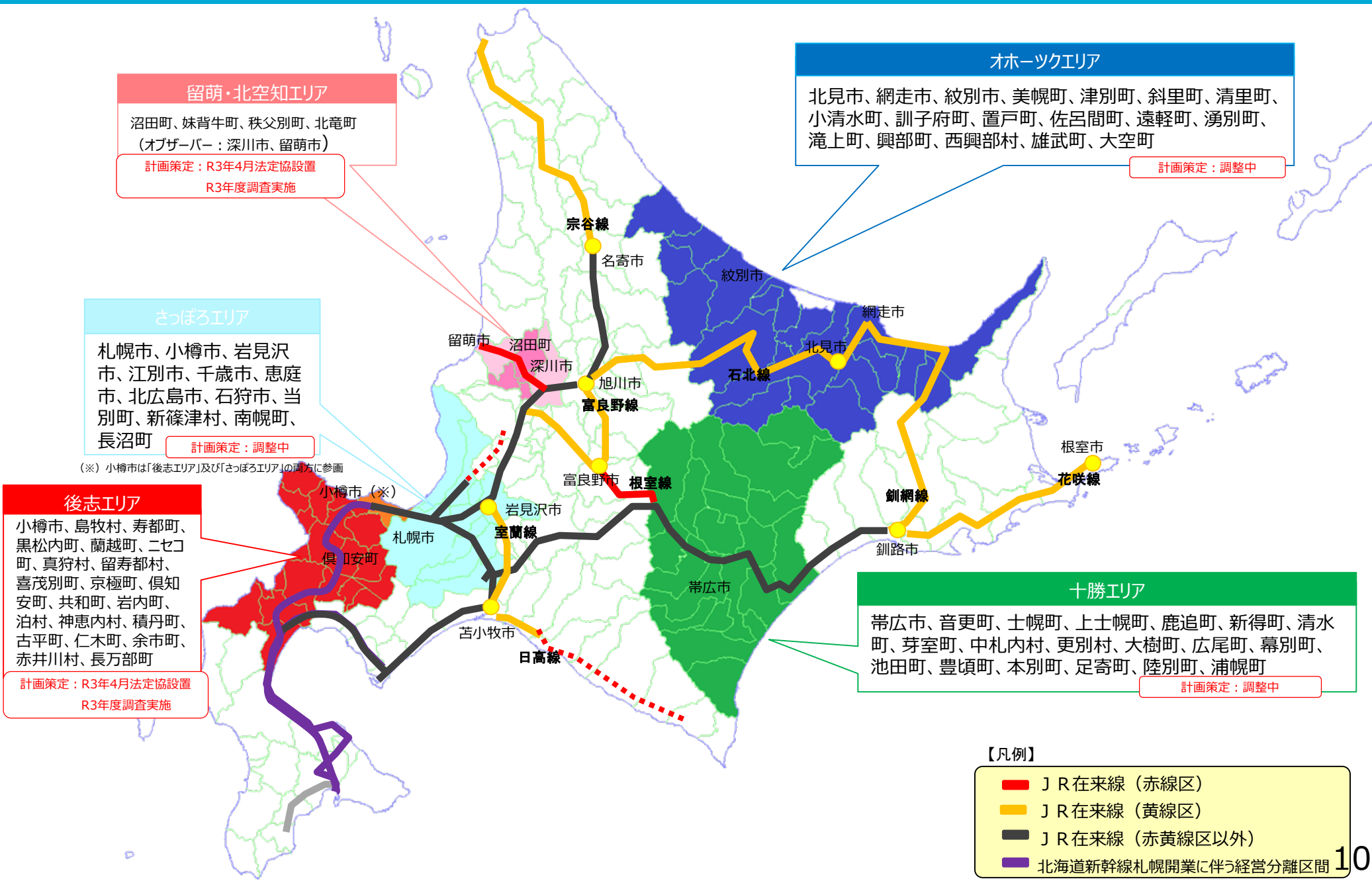
⇒別紙には、補助システム等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

毎年度、国が地域公共交通計画（補助関係部分+別紙）を認定。事業実施後、事業評価（自己評価・国による評価）を実施。

見直し後の補助金執行について

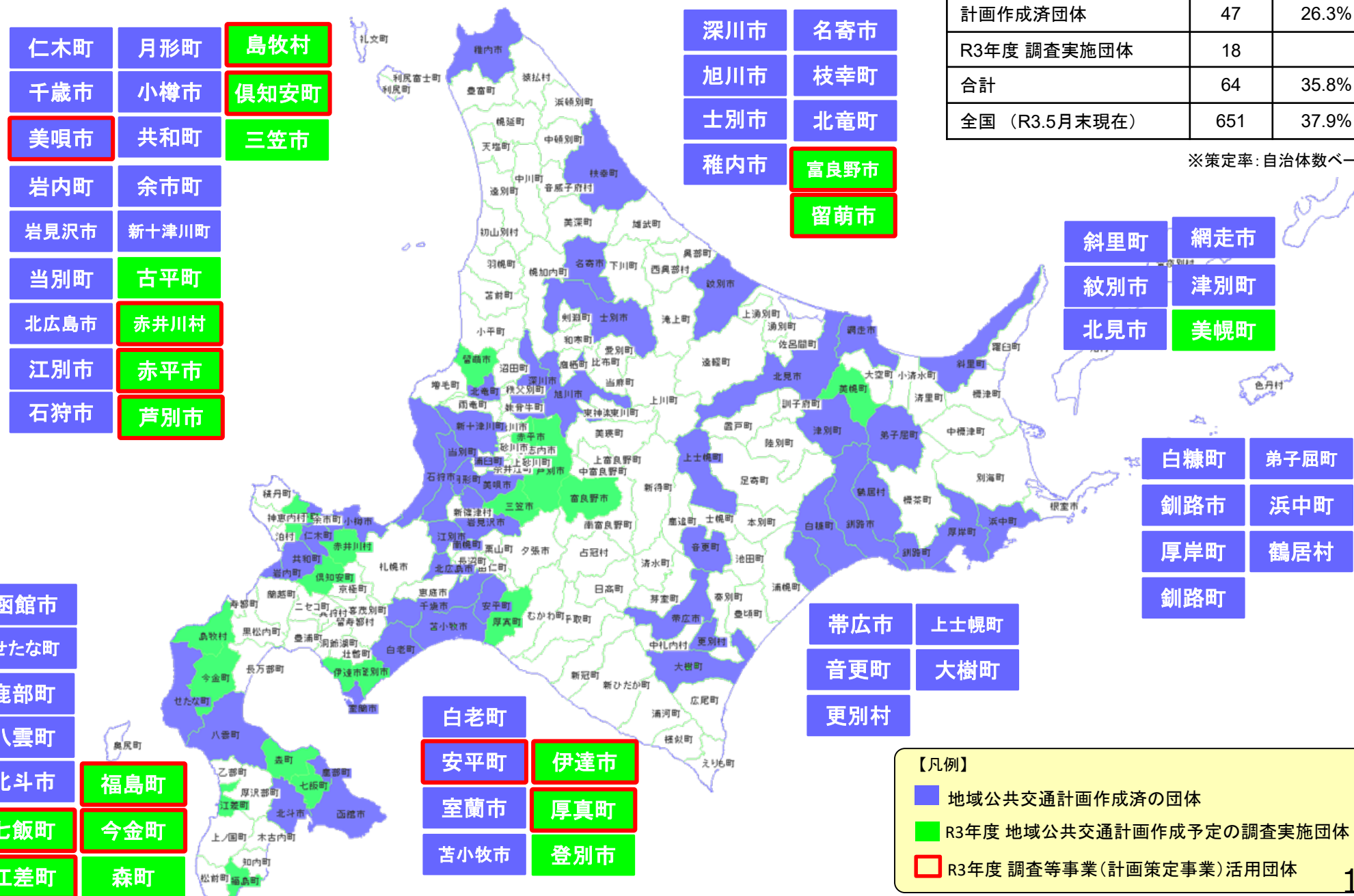
	補助要綱改正前		法定計画の有無	経過措置期間 (～令和6年度)		経過措置期間終了後 (令和7年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画 (北海道単位)	乗合バス事業者	道法定計画あり	道法定計画 又は 道生活交通確保維持改善計画	道法定協議会 又は 乗合バス事業者	道法定計画	道法定協議会 又は 乗合バス事業者
			道法定計画なし 市町村法定計画あり	道生活交通確保維持改善計画 又は 市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者
			道・市町村法定計画なし	道生活交通確保維持改善計画	乗合バス事業者	補助対象外	
フイーダー	生活交通確保維持改善計画 (市町村単位)	乗合バス事業者、自家用有償旅客運送者 又は 活性化法法定協議会	市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画	乗合バス事業者等	補助対象外	

広域公共交通計画の調整状況



地域公共交通計画【単独】作成状況(R3.6.30現在)

	件数	策定率
計画作成済団体	47	26.3%
R3年度 調査実施団体	18	
合計	64	35.8%
全国（R3.5月末現在）	651	37.9%



地域公共交通計画等の作成と運用の手引き



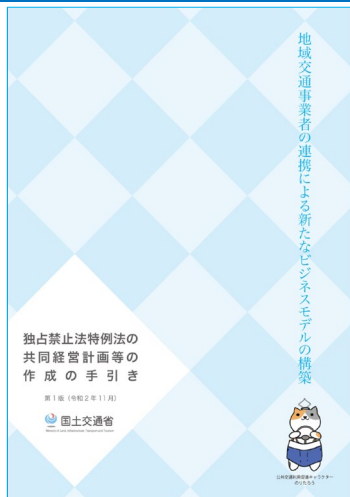
(入門編)



(詳細編)

- 地域公共交通計画等の作成にあたり、計画の作成手順、考え方を示した手引きを作成しました。（令和3年3月第2版公表）
- 本手引きは、特に、初めての公共交通計画で何から手を付けてよいかわからない方や、公共交通専任の担当者が少数又は担当者不在の地方公共団体の方が、地域公共交通計画を作成する上で踏まえるべきポイントを明確にし、真に検討すべき事項を明らかにするための観点からまとめております。
- 入門編：計画作成の背景やポイント、基本的な考え方を記載
詳細編：計画作成の詳細や各種調査・分析手法、事例等を記載

独占禁止法特例法の共同経営計画等の作成の手引き



- 独占禁止法特例法による共同経営計画等の作成にあたり、計画の作成手順、考え方を示した手引きを作成しました。（令和3年3月第2版公表）
- 共同経営の認可申請に必要な計画の具体的記載イメージや、共同経営により提供されるサービスの事例、関連する法制度との関係等について解説しております。

